

【抗原簡易キットの活用について】

新型コロナウイルス感染症については、現在、一時期の猛威が収まり下火状態ではありますが、識者によれば、第6波による感染拡大も心配されています。

感染拡大によるクラスターの発生や医療機関のひっ迫を防ぐ観点から、国、県から幼稚園や小学校及び中学校等へ簡易かつ迅速に検査が実施することができる「抗原簡易キット」（以下「キット」という。）の配布がありました。

同キットは、高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校高等部においては、教職員や生徒が使用することを想定しており、幼稚園、小学校、中学校などの小学部及び中学部においては、教職員が使用することを基本的に想定しております。

児童生徒が登校後に体調不良をきたした場合は、保護者に連絡の上、速やかに帰宅させ、医療機関を受診させることが原則ですので、引き続き、この対応を徹底し、その上で、すぐに帰宅することが困難な場合や地域の実情により、直ちには医療機関を受診できない場合に限るなど、補完的な対応として、小学校4年生以上の児童生徒がキットを使用する、としています。

そこで、備えとしてキットの活用について以下の質問をします。

- (1) 医療従事者が常駐していない施設では、職員や支援員へのキットの使用には、本人の同意の下、検体採取に関する注意点等を理解した職員の管理下で、適切な感染防護を行いながら、キット検査を実施する必要があるが、保育園や学童保育施設には、医療従事者が常駐していない。

そうした場合、保健センターから研修を受けた職員を派遣する事で、感染防護を行いながら、適切な検査ができるかと考えるが、町の考えは。

- (2) 児童生徒が登校後に体調不良をきたした場合、補完的な対応として、あらかじめ十分な説明の上本人と保護者が同意した場合、町は小学校4年生以上の児童生徒にキットを使用する考えはあるか。

- (3) キットによる検査は有効と考えるが、使用期限がある。今回、無償配布されたキットの使用期限が切れた場合、新たに購入する考えはあるか。

- (4) 災害が発生した場合、避難所に避難をしてくる方や長期避難生活で体調不調を訴える方もいる。

直ちに医療機関で受診し、PCR検査が出来ない場合、キットを用いて検査を行うことでクラスター発生防止になると考える。

そこで、保健センターにキットを常備し、必要な時にキットと保健セン

ター職員を避難所へ派遣し検査する考えはあるか。

(5) 感染拡大期には、医療機関がひっ迫することも考えられる。

そこで、町の診療所等の医療機関にキットを配布することで、感染者の早期発見、早期対応が可能と考えるが、町の考えは。

2

議席番号 12 番

平野 積 議員

開始予定時間

12月9日 午前10時

【吉田町の防災意識向上策について】

東日本大震災の発生から10年余、吉田町は津波避難タワーや川尻防潮堤のかさ上げ等ハード面の整備を強力に進めてきました。一方、ソフト面の防災意識向上に関して、震災発生年度の11月に素早く津波防災ハザードマップを作成しましたが、第5次吉田町総合計画で防災意識向上の必要性を訴えながら、記載項目に関する進捗は芳しいものとは言えません。

町は平成25年度から地域防災指導者養成講座やジュニア防災士養成講座を開始しました。講座修了後、吉田町防災指導員に認定された方々の活用も不十分に感じます。

また、「吉田町地域防災計画」には自主防災会の役割が数多く記載されていますが、その育成に関して町は積極的に施策を打っているようには思えません。

そこで、以下の点について質問します。

- (1) 現行の津波防災ハザードマップは、大井川を地形として計算している。津波の大井川への遡上を計算に入れ、南海トラフ巨大地震による津波想定を町民に認識してもらうために、新たな津波防災ハザードマップを作成することは考えないか。
- (2) 本年3月に新たに作成された洪水ハザードマップの地図面で、大井川、湯日川、坂口谷川の浸水想定区域を重ね合わせ、国の指針とはいえ0.5m～3.0mの浸水地域を同じ色で表記し、吉田町をほぼピンクで染めることで町民に何を訴えたかったのか。
- (3) 吉田町防災指導員の活用の現状を町は是としているか。
- (4) 第5次吉田町総合計画（後期基本計画）に記載の「地域の災害特性にあった防災対策を実現するため、住民にきめ細やかな防災指導を継続して実施することが必要です。」に関する施策は。
- (5) 今、1000年に1度のL2級の南海トラフ地震が発生した場合、想定津波高より高い川尻防潮堤に当たった津波は大井川及び住吉地区に拡散することが考えられる。その時、町は町民にどのような行動を取ってほしいと考えているか。

3

議席番号 3 番

盛 純一郎 議員

開始予定時間

12月9日 午前11時

【町内道路等のパトロールとLINEを活用した通報システムの構築や工事情報の発信について】

地方自治体の所管する道路・橋梁・河川などのインフラの老朽化を懸念する声が以前から上がっています。当町においても、限られた人員の中で、そうした施設への巡回・点検・土木技術者の育成・メンテナンスサイクルの構築などが喫緊の課題として挙げられます。同時に、町民への道路を中心とする工事情報・工事状況の即時提供や老朽化による危険箇所の早期発見の、より効率的・効果的な仕組みづくりの必要性も高いのではと考えます。

他方、当局の本会議などの質疑答弁において、町内パトロールの実施という言葉が聞かれます。

しかし、道路や橋梁などについて、どのような巡回点検が、どのような頻度で実施されているのか、異常発見に対する通報の仕組みや対応の方法、優先度などについては、多くの町民があまり認知していないのではないのでしょうか。

そこで、今回は、当町が管理を行う道路・橋梁・河川及び関係する設備に対する、町が行う定期的パトロールの内容、また、本年度夏から運用開始されている、吉田町公式^{ライン}LINEアカウントの活用による、情報の提供や取得などについて、以下の質問をします。

- (1) 町内道路や橋梁、河川について、どのような内容や頻度でパトロール（巡回や施設点検）が行われているか。また、老朽化に関する現状や対策は。
- (2) そうした業務を^{ホームページ}HPや広報誌において町民に周知することは町民福祉に適い、必要であることと思うがそうした考えは。
- (3) 当町において設備点検や簡易な修繕を行える土木技術者育成の現状は。また、巡回や設備点検を民間委託で行う考えは。
- (4) 公式LINEアカウントを活用し、道路異常などをレポートしてもらう住民通報システムの運用開始をする自治体が増えている。当町にそうした考えは。
- (5) 町内工事情報のLINE発信が開始されたが、こうした情報提供の充実を継続させる考えは。

4	議席番号 8 番	山内 均 議員 開始予定時間 12月9日 午後1時
<p>【コロナ禍での高齢者や生活弱者などの見守りについて】</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大により、不要不急の外出自粛要請が出され、老人会の活動やグラウンドゴルフなどの集まりが制限された。その制限は、高齢者や生活弱者などの引きこもりや孤立による運動不足やストレスによる心身障害やうつ病などを引き起こす危険を持つ。</p> <p>それら高齢者や生活弱者を護るために、見守りネットワークや民生委員による「声かけ」「安否確認」などの活動を通して、町は高齢者などの実態の把握や福祉の相談に乗り、さまざまな問題解決に取り組んでいる。特に、民生委員の活動は範囲が広く責任も重大であり、なり手不足が生じている。</p> <p>そのため、県は令和元年12月から民生委員・児童委員を補佐する民生委員・児童委員協力員「ペアサポーター」制度を創設し、民生委員の負担軽減や不安解消に取り組んでいる。また、地域の見守りには、共助としての町内会制度は重要な存在であり、地域の絆作りには欠かせないものであると考える。</p> <p>以下、質問をする。</p> <p>(1) 民生委員・児童委員協力員制度の運用やペアサポーターの認定は。</p> <p>(2) 民生委員による高齢者見守りの対象は、70歳以上の単身者及び夫婦世帯とされているが、それ以外の生活弱者などの見守りや安否確認は。</p> <p>(3) 町内会の組ごとの定期的な会合は、近隣の情報収集には最も有効な手段であると考えているが、定期的な会合を行う組が減少している。 非日常を考えると存続を図るべきと思うが、町の考えは。</p>		